

取扱品目の区分についての取扱要領

高松市中央卸売市場における取扱品目の区分の取扱いについては、高松市中央卸売市場業務条例（昭和46年高松市条例第42号）第4条第2項の規定に基づき、取扱品目が青果部及び水産物部のいずれの部類に属するかについて、この要領に定めるものとする。

1 取扱品目、区分

- (1) 取扱品目がいずれの部類に属するかについては、別表第1から第3によるものとする。
- (2) 取扱品目が前号のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、市長がその所属を決定する。

2 取扱高報告書等の品目の記載等

- (1) 規則第36条第1項に規定する卸売予定数量等報告書及び同条第2項に規定する取扱高報告書の品目は、別表第1に掲げる品目のうち主要な品目を記載するものとする。
- (2) 規則第36条第3項に規定する産地、品目別、日別月間卸売金額報告書の品目は、別表第1に掲げる区分及び品目等に準拠し記載するものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

青果部

区 分	品 目	摘 要
<p>1 野菜</p> <p>(1) 根菜類</p> <p>(2) 葉茎菜類</p>	<p>だいこん</p> <p>かぶ</p> <p>金時にんじん</p> <p>洋にんじん</p> <p>ごぼう</p> <p>たけのこ</p> <p>れんこん</p> <p>くわい</p> <p>ラディッシュ</p> <p>その他根菜</p> <p>はくさい</p> <p>きょうな</p> <p>みずな</p> <p>つけな</p> <p>たかな</p> <p>しろな</p> <p>こまつな</p> <p>キャベツ</p> <p>グリーンボール</p> <p>ほうれんそう</p> <p>白ねぎ</p> <p>青ねぎ</p> <p>わけぎ</p> <p>ふき</p> <p>うど</p> <p>みつば</p> <p>しゅんぎく</p> <p>せり</p> <p>にら</p>	

	その他にら セルリー ミニセルリー アスパラガス カリフラワー ブロッコリー レタス サニーレタス ブリーツレタス サラダな パセリ その他洋菜 チンゲンサイ パクチョイ タアサイ その他中国野菜 なのはな レッドキャベツ クレソン エンダイブ とうちさ その他葉茎菜	
(3) 果菜類	きゅうり 芳香かぼちゃ 黒皮かぼちゃ えびすかぼちゃ その他かぼちゃ なす こなす トマト ミニトマト ピーマン	

	ししとうがらし どうもろこし オクラ 白うり その他果菜	
(4) 豆科野菜類	いんげん オランダさやえんどう きぬさやえんどう その他えんどう グリーンピース むきピースえんどう そらまめ えだまめ その他豆科野菜	
(5) 土物類	かんしょ メークイン その他ばれいしょ さといも 洗いさといも ながいも たまねぎ にんにく らっきょう ゆりね その他土物	
(6) 香辛・つま物類	わさび しょうが はじかみ きのめ 紅たで	

	かいわれ おおば 赤しそ みょうが ぼうふう もろきゅうり 食用きく はすいも その他香辛・つま物	
(7) きのこと類	生しいたけ まつたけ なめこ えのきだけ しめじ ほんしめじ マッシュルーム その他きのこ	
(8) 山菜類	わらび その他山菜	
(9) その他野菜類	うめ こうめ ゆず だいだい すだち ぎんなん その他野菜	
2 果実		
(1) かんきつ類	温州みかん ハウスみかん ぼんかん	

<p>(2) りんご類</p>	<p>清見 マーコット アンコール ネーブルオレンジ オレンジ（輸入） あまなつみかん いよかん はっさく グレープフルーツ レモン ぶんたん きんかん その他かんきつ</p> <p>早生りんご つがる サンつがる ゴールデンデリシャス ジョナゴールド スターキングデリシャス 紅玉 国光 印度 ふじ サンふじ 陸奥 王林 世界一 千秋 北斗 乙女りんご その他りんご</p>	
-----------------	--	--

<p>(3) なし類</p>	<p>長十郎 幸水 新水 晩三吉 豊水 新高 新興 二十世紀 新世紀 八雲 その他なし</p>	
<p>(4) かき類</p>	<p>ふゆがき あたごかき その他かき</p>	
<p>(5) びわ類</p>	<p>びわ</p>	
<p>(6) もも類</p>	<p>白とう その他もも</p>	
<p>(7) ネクタリン類</p>	<p>ネクタリン</p>	
<p>(8) すもも類</p>	<p>すもも</p>	
<p>(9) おうとう類</p>	<p>さくらんぼ</p>	
<p>(10) その他の仁果・核果類</p>	<p>その他の仁果・核果</p>	
<p>(11) ぶどう類</p>	<p>デラウェア ネオマスカット ベリーA 巨峰</p>	

	アレキサンドリア グローコールマン ピオーネ ヒロハンブルグ キャンベル その他ぶどう	
(12) くり類	くり	
(13) いちじく類	いちじく	
(14) いちご類	女峰 宝交 豊の香 アイベリー その他いちご	
(15) その他の穀果・しょう果類	その他の穀果・しょう果	
(16) メロン類	アールスメロン プリンスメロン エリザベスメロン ホームランメロン パパイヤメロン コザックメロン 白雪メロン アンデスメロン アムスメロン ハネジュウメロン その他メロン	
(17) すいか類	すいか	

<p>(18) 熱帯性及び亜熱帯性 果実</p>	<p>小玉すいか バナナ パイナップル パパイヤ アボガド マンゴー その他熱帯性及び亜熱帯性果 実</p>	
<p>(19) その他果実</p>	<p>キウイフルーツ その他の果実</p>	
<p>3 加工品</p>	<p>冷凍野菜 もやし つけもの 野菜水煮 冷凍果実 干しがき その他加工品</p>	
<p>4 加工食料品</p>		<p>品目を列記するものとする。</p>

水産物部

区 分	品 目	摘 要
<p>1 生鮮水産物 (1) まぐろ類</p>	<p>本まぐろ きはだ めばち びんなが よこわ</p>	

	その他まぐろ	
(2) かじき類	かじき	
(3) かつお類	かつお	
(4) ぶり類	ぶり はまち つばす	
(5) あじ類	あじ	
(6) さわら類	さわら さごし	
(7) いわし類	いわし	
(8) いか類	するめいか けんさきいか その他いか	
(9) かれい類	かれい	
(10) たい類	天然たい 養殖たい くろだい ちだい その他たい	
(11) めぬけ類	めばる おこぜ	
(12) さけ・ます類	さけ	

	ます	
(13) えび類	くるまえび いせえび しらさえび 足赤えび その他えび	
(14) かに類	かに	
(15) あなご類	あなご	
(16) ふぐ類	とらふぐ なごやふぐ その他ふぐ	
(17) さば類	さば	
(18) 貝類	あわび 赤貝 かき さざえ しじみ はまぐり あさり 貝柱 とり貝 また貝 その他貝	
(19) 淡水魚類	あゆ うなぎ	

(20) 海藻類	わかめ もずく	
(21) その他の生鮮水産物	たこ いいだこ さんま ひらめ はも かます まながつお このしろ さより ぼら すずき こち いさぎ きす たちうお しいら うに あいご はぎ べら なまこ まこ しず 稚魚 その他生鮮水産物	種名を併記するものとする。
2 加工品		
(1) 冷凍水産物	冷本まぐろ	
ア 冷まぐろ類	冷きはだ 冷めばち	

	冷その他まぐろ	
イ 冷かじき類	冷かじき	
ウ 冷かつお類	冷かつお	
エ 冷あじ類	冷あじ	
オ 冷さわら類	冷さわら	
カ 冷いか類	冷するめいか 冷その他いか	
キ 冷かれい類	冷かれい	
ク 冷たい類	冷たい	
ケ 冷めぬけ類	冷赤魚	
コ 冷さけ・ます類	冷さけ 冷ます	
サ 冷えび類	冷くるまえび 冷しらさえび 冷足赤えび 冷その他えび	
シ 冷かに類	冷かに	
ス 冷あなご類	冷あなご	
セ 冷さば類	冷さば	

ソ 冷貝類	冷貝	
タ 冷くじら類	冷くじら	
チ 冷淡水魚類	冷あゆ 冷うなぎ	
ツ その他の冷凍水産物	冷たこ 冷さんま 冷たちうお 冷いくら 冷シルバー 冷メルルーサ 冷メルルーサ卵 冷その他魚卵 冷すり身 冷餌料 その他冷凍水産物	
(2) 加工水産物	塩さけ	種名を併記するものとする。
ア 塩蔵品	塩ます 塩かずのこ 塩たらこ 塩さば 塩いわし 塩さんま 塩くらげ すけこ たらすきみ	
イ 塩干品	丸干いわし 丸干うるめ 丸干たれ	

ウ 煮干品	さんまさくら干	
	いわしきくら	
エ 素干品	いりこ	
	かえり	
	ちりめん	
	干するめ	
オ 湯煮品	干えび	
	干こんぶ	
	干わかめ	
	きびすぼし	
	煮たこ	
	いかなご	
カ ねり製品	釜上ちりめん	
	ちくわ	
	かまぼこ	
キ その他の加工水産物	てんぷら	
	味つけたら	
	味つけするめ	
3 加工食料品	その他加工水産物	品目を列記するものとする。

別表第2

すり身、餌料及び稚魚の定義

形 態	定 義
(1) すり身	内蔵の除去等前処理をした魚の身を採取し、水さらした後、糖類等の添加物を混合し、包装の上凍結したねり製品原料魚肉

(2) 餌料	生鮮水産物の入荷を補完するために養殖業者に卸売する養殖魚の餌料用の冷凍魚
(3) 稚魚	生鮮水産物の入荷を補完するために養殖業者に卸売する養殖用の稚魚であって、別表第3に規定する基準に適合するもの

別表第3

稚魚として取り扱う体長の基準

種 名	体 長
(1) ぶり	おおむね15cm以内であること。
(2) たい	おおむね10cm以内であること。
(3) ひらめ	おおむね15cm以内であること。
(4) 前3号に掲げる種以外の種	当該種の特性を勘案し、かつ、卸売業者の意見を聴いて市長が定める寸法以内であること。